

# 交通ちば

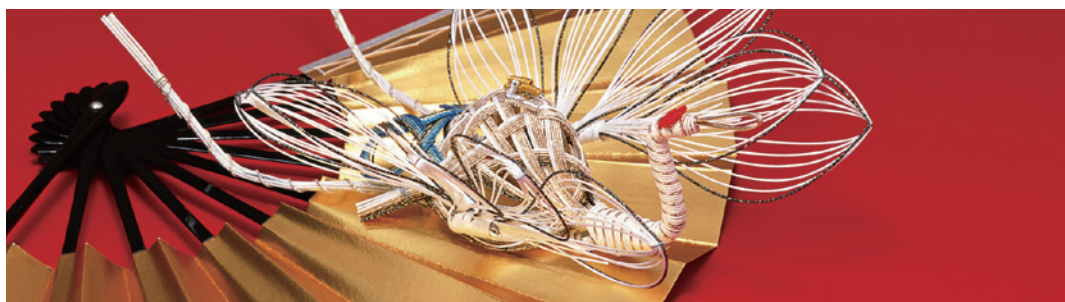


VOL. 464

平成 29 年 1 月 1 日



千葉県交通安全活動推進センター  
公益財団法人千葉県交通安全協会



## 「交通安全県ちば」の実現を目指して

公益財団法人 千葉県交通安全協会

会長 安 藤 轟 勇

明けましておめでとございます。

平成 29 年の輝かしい新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

皆様方には、平素から地域における交通安全活動に深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、昨年 4 月スタートした「第 10 次千葉県交通安全計画」に基づき、県下 44 地区の交通安全協会と連携して、「みんなで作ろう交通安全県ちば」をスローガンに、多岐にわたる交通安全活動を推進して、県民一人ひとりの交通安全思想の普及高揚に努めてまいりました。

こうした中、昨年の県内における交通事故情勢は、10 月に「県下全域交通事故多発警報」が発令されるなど、多くの尊い命が犠牲になっており、依然として交通事故多発県として推移しています。

交通事故の特徴は、高齢者の占める割合が半数を超え、中でも道路横断中に事故に遭うケースが多発しています。また、オートバイによる死者数の増加が目立ちます。

さらに、通学路の安全を脅かす事故が発生す

るなど、交通事故は、我々の日常生活を脅かす最大級の災禍と言っても決して過言ではありません。

このため、当協会としましては、県警察をはじめとする関係機関のご指導を仰ぎながら、人命尊重の理念のもとに、地区協会と連携し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全県ちば」の実現を目指して、交通安全活動を推進してまいります。

そして、本年は、3 月 12 日に高齢運転者対策の推進と準中型自動車免許の新設に係る改正道路交通法が、4 月 1 日には、「千葉県自転車」の安全で適正な利用の促進に関する条例が、それぞれ施行されますので、周知するための広報啓発活動を推進するとともに、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を粘り強く呼び掛けてまいります。

つきましては、交通安全協会の活動にご協力をいただいている個人会員及び賛助会員の皆様には、引き続きお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。新年の挨拶といたします。



# 「安全・安心日本」の千葉県を目指して

千葉県知事 森田健作

明けましておめでとうございます。

千葉県交通安全協会並びに各地区交通安全協会の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、皆様には、日ごろから交通事故防止に向け、地域に密着した各種の交通安全活動に御尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県の交通安全施策の大綱となる「第10次千葉県交通安全計画」では、人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全県ちば」の実現を目指すことを基本理念としております。

その5年計画の初年度に当たる平成28年度は、交通事故の発生件数・負傷者数は昨年度に比べ、減少傾向を示しており、交通事故総量抑止という点では成果を上げています。これも皆様方をはじめとする関係各位の御尽力の賜物であり、あらためて感謝申し上げます。

一方で、千葉県では毎年多くの方が交通事故によってその尊い命を奪われており、高齢者が事故当事者となる割合の増加や自転車運転者が加害者となる死亡事故の発生などが社会的にも問題となっています。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、本県でも8競技が行われることから、「安全・安心の確保」を最重要課題として、官民が

一体となった「オール千葉」体制で受け入れ態勢の整備を進める必要があります。

そのためには、「交通安全」が極めて重要です。県では、高齢者の交通事故防止対策、自転車安全利用に関する広報・啓発活動及び幼児から高齢者に至るまでの各段階に応じた実践的な交通安全教育など、各交通安全事業を積極的に推進してまいります。

本年4月1日に、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます。この条例は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としています。交通安全対策に重要な役割を担う貴協会には、自転車の安全で適正な利用を促進するために、更なる取組の強化をお願いいたします。

交通事故を根絶するためには、日々、交通安全活動に御尽力いただいている関係機関・団体の皆様のお力添えが不可欠です。皆様には、悲惨な交通事故をなくすという強い信念のもと、幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育や交通安全に関する広報・啓発活動、街頭指導活動など、地域に密着した交通安全活動を展開し、県民の方々の「安全・安心日本」の実現に向けて、なお一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、千葉県交通安全協会並びに各地区交通安全協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝、御多幸を祈念申し上げます、新年のあいさつといたします。



# 「県民一人一人の交通安全意識の高揚」に向けて

千葉県警察本部長 森田幸典

明けましておめでとうございます。

千葉県交通安全協会並びに各地区交通安全協会の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。皆様方には、平素から地域の交通安全活動の推進に多大な御尽力をいただくとともに、警察業務の各般にわたる、深い御理解と御協力を賜りますことに、厚く御礼申し上げます。

平成28年は、9月以降、交通死亡事故が増加したことから、10月に「県下全域交通死亡事故多発警報」を発令し、貴協会を始めとした多くの機関・団体の御協力の下、県を挙げた集中的な取組により一定の成果を挙げることができました。

交通死亡事故の特徴としては、死者の半数以上を65歳以上の高齢者が占め、中でも歩行中、とりわけ道路横断中の事故が多発しております。また、事故の原因としては、脇見運転や安全不確認といった基本的な注意義務を怠ったものやアクセルとブレーキの踏み間違いなど運転操作の誤りに起因するものが約7割を占めております。一方、歩行者の信号無視や斜め横断といった危険な行動などに起因する事故も多く発生しており、道路を通行するすべての方々がルールとマナーを守り、自ら安全な行動をとることの必要性を強く感じております。

さて、昨年4月から「第10次千葉県交通安全計画」がスタートし、「平成32年度ま

でに年間の交通事故死者数を150人以下、死傷者数を18,000人以下にする」ことが目標とされたところであります。県警といたしましては、厳しい交通情勢の中、誰もが悲惨な事故の当事者とならないよう、県民一人一人の交通安全意識を高める安全教育や広報啓発活動を推進するほか、ゾーン30を始めとする交通規制の見直しなどの対策に取り組んでまいります。また、本年3月12日の改正道路交通法の施行に伴い、準中型免許制度の新設や新たな高齢運転者対策としての臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習制度の周知と適正運用に努めるほか、4月1日に施行となる「千葉県自転車」への取組を推進してまいりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、千葉県交通安全協会並びに各地区交通安全協会の益々の御発展と、皆様方の御健勝を心から御祈念申し上げます。



# 平成29年使用交通安全全年間スローガン

◆運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの

内閣総理大臣賞

抱っこより 深い愛情 チャイルドシート

内閣府特命担当大臣賞

『ム』チャするな 『ジ』カンにゆとり

『ク』『コ』のよう

警察庁長官賞

気のゆるみ 一杯だけが 命とり

◆歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの

内閣総理大臣賞

身につけよう 命のお守り 反射材

内閣府特命担当大臣賞

まだ行ける 渡れそうでも 待つゆとり

警察庁長官賞

傘・スマホ 片手運転 事故のもと

◆小・中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの

内閣総理大臣賞

ペダルこぐ 免許はないけど ドライバー

内閣府特命担当大臣賞

わたろうか 迷う気持ちは 赤信号

警察庁長官賞

交通ルール まもれるぼくは 金メダル

文部科学大臣賞  
おともだち むこうにいても みぎひだり

## 交通安全ポスターデザイン募集

### 応募要領

- 作品には必ず内閣総理大臣賞スローガンを必ず原文のまま使うこと。
- 車内の人物にはシートベルトを、自転車に乗った幼児・児童にはヘルメットを着用。
- 一般部門(運転者向け、歩行者・自転車利用者向け)は一般のほか小・中学生も可。こども部門は小・中学生に限る。
- 一般部門の作品サイズはB2判タテ型。こども部門は四ツ切り画用紙かB3判でタテヨコ自由。

応募方法 部門、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号を明記(小・中学生は学校名、所在地、電話番号、学年を併記)した応募票を作品の裏面に貼付の上

〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

毎日新聞社事業本部

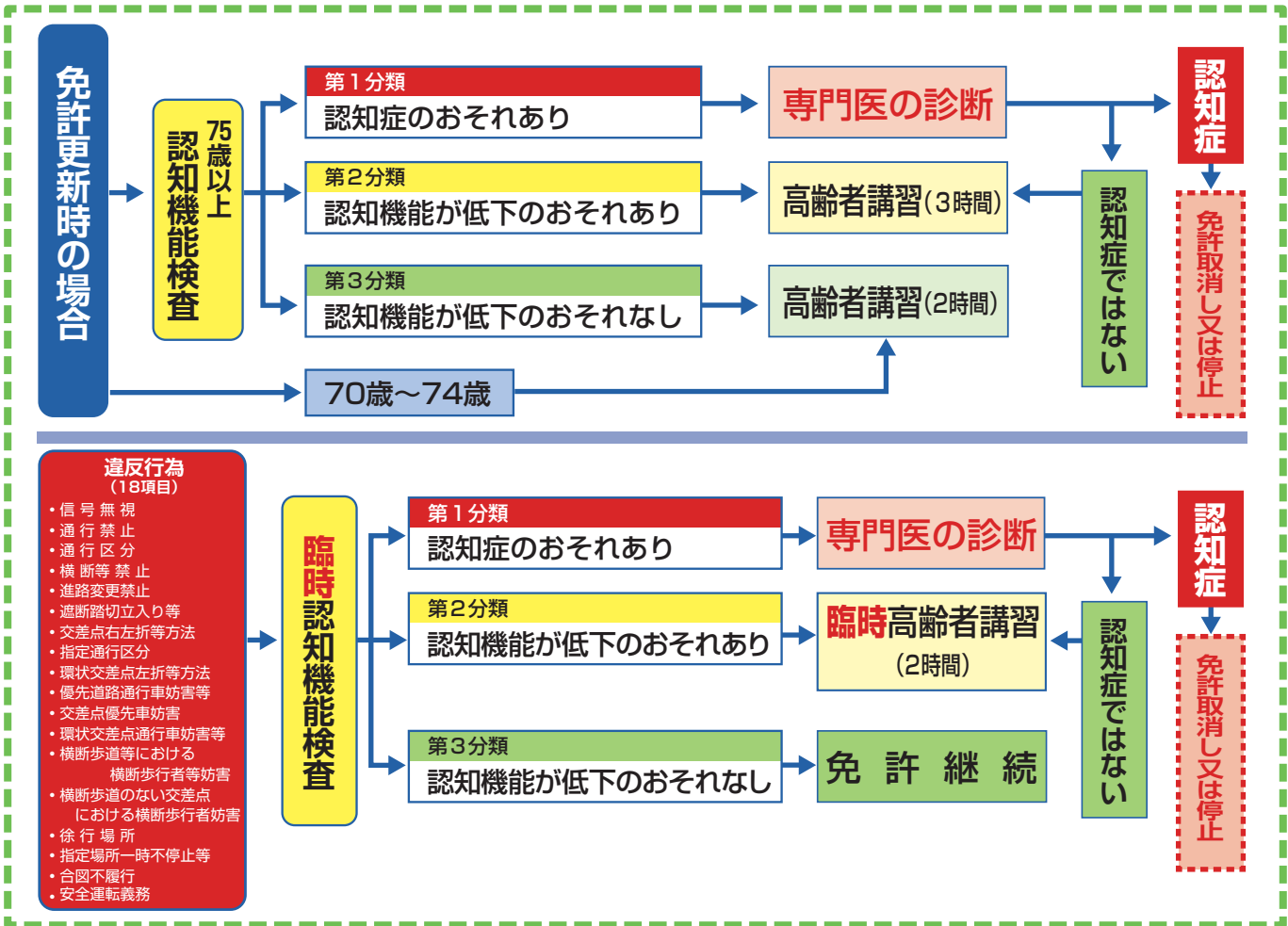
「交通安全ポスター」係へ送付  
(電話03-3212-0190)

締切日 平成29年1月31日消印有効

交通安全協会の活動にご協力いただきありがとうございます。会員の皆様の会費は、地元の交通安全協会の交通ボランティア活動に活用されています。

# 改正道路交通法 平成29年3月12日スタート

## 高齢運転者対策の推進



## 準中型自動車免許の新設

改正後	普通自動車	新設 準中型自動車	中型自動車	大型自動車
	普通自動車免許 (18歳以上)	準中型自動車免許 (18歳以上)	中型自動車免許 (20歳以上、普通免許等保有通算2年以上)	大型自動車免許 (21歳以上、普通免許等保有通算3年以上)
車両総重量	3.5トン未満	3.5トン → 7.5トン未満	7.5トン → 11トン未満	11トン → 11トン以上
最大積載量	2トン未満	2トン → 4.5トン未満	4.5トン → 6.5トン未満	6.5トン → 6.5トン以上
乗車定員	10人以下	10人以下	11人 → 29人以下	30人 → 30人以上

### 賛助会員入会のお願い

公益財団法人千葉県交通安全協会は「交通事故のない、安全で安心して暮らせる千葉県」をつくるために各種の交通安全事業を行っています。当協会の活動にご賛同いただける個人又は団体に、賛助会員としての入会をお願いしています。詳しいことは右までお問い合わせください。

### 発行 公益財団法人千葉県交通安全協会

ホームページアドレス  
<http://www.chiba-ankyo.or.jp>  
 千葉市美浜区浜田2丁目1番  
 千葉県警察本部交通部運転免許本部内  
 電話 043-271-8481

